

令和元年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	競売入札妨害又は談合	福岡県福岡市南区那の川一丁目23番35号 (株)九電工 代表取締役社長 西村 松次	平成31年4月5日から 平成31年10月4日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害 又は談合)	H31.4.5	左記業者の行橋営業所長は、平成28年7月に実施された築上町発注工事を巡り、同町の環境課長から入札参加業者名の開示を受けるなどして、公正な入札を妨害したとして、平成31年3月9日に公契約関係競売入札妨害容疑で福岡県警察に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
2	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	千葉県成田市花崎町766番地7 (株)明正建設 代表取締役 佐瀬 正樹	平成31年4月22日から 平成31年5月5日まで (2週間)	第2条第1項 別表第1第8号 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	H31.4.22	左記業者及び代表取締役は、平成29年7月18日、船橋市内の民間の宅地造成工事において、掘削溝内の作業で地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、あらかじめ掘削面に土止め支保工を設けるなど危険を防止するための措置を講じないまま、作業を行わせた過失により、掘削面の土砂を崩壊させて、作業員1名を土砂中に埋没させ、死亡させた事故に関して、平成30年4月11日、千葉簡易裁判所より、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
3	競売入札妨害又は談合	東京都中央区新川1丁目23番5号 (株)フソウ 代表取締役社長 野村 充伸	令和元年5月9日から 令和元年11月8日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第6号 (競売入札妨害 又は談合)	R1.5.9	左記業者の従業員は福岡県築上町発注の、し尿処理施設建設工事の入札に関し、(株)九電工が落札できる業者間で談合したとして、平成31年4月3日、談合の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
4	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区赤坂六丁目1番20号 (株)安藤・間 代表取締役社長 福富 正人	令和元年5月15日から 令和元年6月14日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R1.5.15	左記業者の社員は、福岡県福岡市東区の病院建設現場において、平成29年10月22日に足場が倒壊し通行人に死亡者を生じさせた事故に関し、平成31年4月3日、福岡簡易裁判所から業務上過失致死罪により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
5	契約違反	千葉県松戸市松戸1329番地 (株)大橋工務店 代表取締役 大橋 誠一	令和元年5月29日から 令和元年6月28日まで (1か月)	第2条第1項 別表第1第4号 (契約違反)	R1.5.29	本市発注の「下水道総合地震対策工事(30-21工区)」において、工期内に工事を完成させることができず、履行遅滞を生じさせた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
6	独占禁止法違反行為	東京都江東区佐賀一丁目3番7号 月島テクノメンテサービス(株) 代表取締役 渡邊 彰彦	令和元年8月8日から 令和元年11月7日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R1.8.8	左記業者は、東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。

令和元年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
7	独占禁止法違反行為	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 石垣メンテナンス(株) 代表取締役社長 石垣 真	令和元年8月8日から 令和元年11月7日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第4号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R1.8.8	左記業者は、東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月11日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
8	独占禁止法違反行為	東京都千代田区九段北四丁目3番29号 ニチレキ(株) 代表取締役 小幡 学	令和元年9月10日から 令和2年3月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R1.9.10	左記業者は、舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
9	独占禁止法違反行為	東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業(株) 代表取締役 森下 協一	令和元年9月10日から 令和2年3月9日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R1.9.10	左記業者は、令和元年6月20日、公正取引委員会から舗装用改質アスファルトの需要者向け販売に関し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと公表された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
10	独占禁止法違反行為	東京都港区芝公園二丁目9番3号 世紀東急工業(株) 取締役社長 平 喜一	令和2年1月8日から 令和2年7月7日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R2.1.8	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
11	独占禁止法違反行為	東京都新宿区新小川町8番27号 (株)ガイアート 代表取締役 山本 健司	令和2年1月8日から 令和3年1月7日まで (12か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反)	R2.1.8	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
12	独占禁止法違反行為	東京都港区六本木七丁目3番7号 東亜道路工業(株) 代表取締役 森下 協一	令和2年1月8日から 令和2年7月7日まで (6か月)	第2条第1項 別表第2第3号 (独占禁止法違反) 第4条第3項	R2.1.8	左記業者は、アスファルト合材の販売分野における競争を実質的に制限し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年7月30日、公正取引委員会から違反業者として認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。

令和元年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
13	その他不正又は不誠実な行為	千葉県船橋市北本町一丁目10番2号 関東酸素工業(株) 代表取締役 松谷 厚雄	令和2年2月6日から 令和2年5月5日まで (3か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R2.2.6	左記業者は、令和2年1月30日開札の本市が発注した「活性炭(石炭系)の購入」において、予算価格の範囲内で落札したにもかかわらず、入札金額を誤ったとして、契約締結を辞退した。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。
14	その他不正又は不誠実な行為	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号東京建物室町ビル8F (株)ブロードリンク 代表取締役 榊 彰一	令和2年2月6日から 令和2年3月5日まで (1か月)	第2条第1項 別表第2第9号 (その他不正又は不誠実な行為)	R2.2.6	左記業者の元社員は、同社においてデータの処分と廃棄を請け負ったハードディスクを不正に転売し、神奈川県庁の行政文書の流出を招いた。また、同社元社員は令和元年12月6日に窃盗容疑で警視庁に逮捕された。このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので指名停止するものである。